**報酬付与の申立てについて**

前橋家庭裁判所

１　はじめに

　　報酬を受け取るためには，成年後見人等から報酬付与の審判の申立てをしていただき，家庭裁判所の審判を得る必要があります。

２　提出を要する書類

□報酬付与申立書　□報酬付与事情説明書　□収入印紙８００円　□郵便切手８２円

**（添付資料）**

□後見事務報告書　□財産目録　□預貯金通帳の写し等　□付加報酬を求める場合の資料

※裁判所から上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

３　記載方法等

　（１）報酬付与申立書について

　　　太枠内に記載してください（パソコン等で書式設定する場合は，申立人欄の位置は申立書に薄い字で記載してある書式設定でお願いします。）。

　　　なお，「裁判所使用欄」は，家庭裁判所が申立てに対する審判を記載する欄ですから，日付，金額等の内容の記載やチェックはしないでください。

　（２）報酬付与事情説明書について

　　ア　報酬付与申立時点において管理する流動資産の額

　　　　①現預金額（後見制度支援信託による信託財産額が含まない。），②後見制度支援信託による信託財産額，③株式，投資信託等の金融資産（保険，商品券，非上場株式等は除く。）の時価合計額を記載してください。また，それらの記載が財産目録の記載と合致していることを確認してください。

　　イ　報酬付与申立期間及び当該期間中の収支

　　　　報告対象期間の始期と終期にチェックし，その間の収支を記載してください。

　　ウ　付加報酬の請求

　　　　付加報酬を求める場合は，該当する箇所にチェックをした上で，本人が得た利益などの金額を記載してください。

４　市町村長から報酬の助成を受ける予定がある場合には，内容を記載してください。